附則に次の一条を加える。

（試験の免除の特例）

第十三条　平成十八年度における職業能力開発促進法施行令別表第一に掲げる鋳造、放電加工、金型製作、プリント配線板製造、紳士服製造又はパン製造の職種に係る特級の技能検定において実技試験に合格した者に係る第六十五条第一項の規定の適用については、同項の表特級の技能検定において実技試験に合格した者の項中「特級の技能検定において実技試験に合格した者」とあるのは「平成十八年度における職業能力開発促進法施行令別表第一に掲げる鋳造、放電加工、金型製作、プリント配線板製造、紳士服製造又はパン製造の職種に係る特級の技能検定において実技試験に合格した者」と、「五年」とあるのは「六年」とする。

2　平成十八年度における職業能力開発促進法施行令別表第一に掲げる鋳造、放電加工、金型製作、プリント配線板製造、紳士服製造又はパン製造の職種に係る特級の技能検定において学科試験に合格した者に係る第六十五条第一項の規定の適用については、同項の表特級の技能検定において学科試験に合格した者の項中「特級の技能検定において学科試験に合格した者」とあるのは「平成十八年度における職業能力開発促進法施行令別表第一に掲げる鋳造、放電加工、金型製作、プリント配線板製造、紳士服製造又はパン製造の職種に係る特級の技能検定において学科試験に合格した者」と、「五年」とあるのは「六年」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日　経済産業大臣　枝野　幸男

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「固体高分子型」の下に「又は固体酸化物型」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第八十九号

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年九月三十日　金融庁長官　畑中龍太郎

第二条中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　商号又は名称　スタンダード&プアーズ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド

主たる事務所の所在地　シンガポール　セシル・ストリート　三十

○金融庁告示第九十号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の二第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　金融庁長官　畑中龍太郎

第一条の表一の項銀行の欄中「株式会社あおぞら銀行」の次に「オリックス銀行株式会社」を加え、「オリックス信託銀行株式会社」を削る。

○金融庁告示第九十一号

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第三十六条第四項の規定に基づき、預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき金融庁長官が別に指定するものを定める件（平成十三年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　金融庁長官　畑中龍太郎

「株式会社新生銀行」の次に「オリックス銀行株式会社」を加え、「オリックス信託銀行株式会社」を削る。

○金融庁告示第九十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　金融庁長官　畑中龍太郎

第二条中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　オリックス銀行株式会社

○金融庁告示第九十三号

担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第五条第一項の規定に基づき、担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する信託会社を定める件（平成十九年金融庁告示第六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　金融庁長官　畑中龍太郎

第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　オリックス銀行株式会社

○金融庁告示第九十四号

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第十八条第一項の規定に基づき、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件（平成十六年金融庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　金融庁長官　畑中龍太郎

第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　オリックス銀行株式会社

○金融庁告示第九十五号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十二号）第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件（平成二十三年金融庁告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　金融庁長官　畑中龍太郎

「株式会社新生銀行」の次に「オリックス銀行株式会社」を加え、「オリックス信託銀行株式会社」及び「日興シティ信託銀行株式会社」を削る。

○金融庁告示第九十六号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百七十六号）第九条第一項の規定に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件（平成二十一年金融庁告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　金融庁長官　畑中龍太郎

「株式会社新生銀行」の次に「オリックス銀行株式会社」を加え、「オリックス信託銀行株式会社」を削る。